

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの各事業年度の
業務実績評価（年度評価）方針及び方法

平成20年3月24日制定

平成21年5月20日改正

平成23年11月25日改正

平成24年3月22日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

評価の視点

年度計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価の実施するものとする。

業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

年度評価は、法人が提出する業務実績報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。業務実績報告書の様式は別に指定する。

（1）自己評価

法人は、業務実績報告書等を作成するにあたり、年度計画に記載されている項目ごと（別紙1「年度計画の項目別評価における評価単位」に示す項目別評価単位）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は別紙2によるものとする）

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

特筆すべき優れた実績を上げた取組

当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（別紙1「年度計画の項目別評価における評

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

価単位」に示す特記事項記載単位を参照)

(2) 評価委員評価

項目別評価

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書、法人からのヒアリングを基に検証を行う。

検証にあたっては、年度計画に記載されている各項目の進捗状況及び成果等について、法人の自己評価及び計画設定の妥当性を含め総合的に行う。

業務実績の評価

中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の5段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、各項目の評価において、業務の進捗を阻害する要素があったために当初の計画通り業務が進捗しなかった場合において、翌年度以降における改善策が提示され、かつ、その改善策が実行可能と判断される場合は、当該対応策を考慮した評価とする。

研究活動に関する評価は、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価の手続きなどが適正に行われているか等についての視点で行う。個別研究内容の評価は法人が独自に行う研究評価（内部評価・外部評価）によることとする。

項目別評価においては、その評点について、別紙3地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイトに示す重み付けをすることにより、業務内容、業務量等に応じた評価を実施するものとする。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の5段階で評価する。また評価の視点について記述するものとする。

- 5 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

なお、最終的な評価については、全体（年度）評価別紙4のとおり、総合評価及び個別評価によるものとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

また、翌年度以降の理事長及び理事の業績給の算定において必要な業績評価係数の算出に当たっては、評価段階を10段階へと置き換える必要がある（役員給与支給基準第2条）。このため、当該評価係数算出への適用については、本全体評価に2を乗じたものに「特筆すべき事項」が認められた場合に評価を1段階上下させることができるものとする。

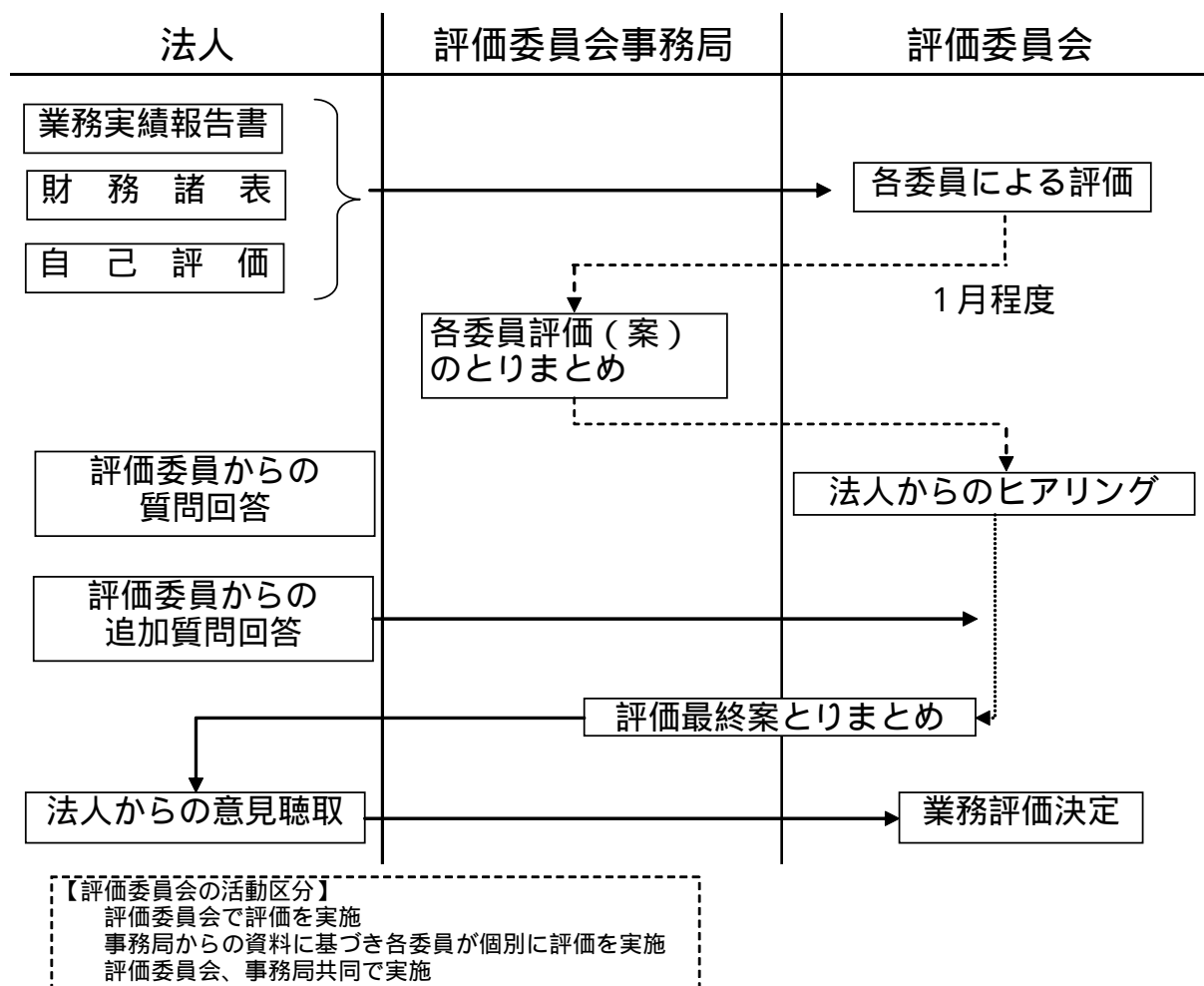
3 評価の進め方

全体計画

事項	時期	
年度終了	3月末	年度事業の終了（法人）
評価準備	4月～6月	業務実績報告書、財務諸表等作成（法人）
実績報告	6月末	業務実績報告書、財務諸表等提出（法人）
評価	7月 ～8月	業務実績、財務諸表検証（法人とのヒアリング） 評価結果（案）の作成 法人からの意見聴取（事実確認） 評価結果の決定（委員会）
報告・公表	9月	評価結果の知事への報告及び法人への通知 財務諸表への意見表明、財務諸表承認 議会報告（評価結果報告）及び公表

評価のプロセス

- ・法人の業績評価の手順については、法人の自己評価作成（法人）、各委員の評価案作成（各委員）、各委員の評価案のとりまとめ（事務局）、評価原案作成、委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認、最終評価案の作成、の順に実施。
- ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
- ・最終評価案に対して、法人から意見聴取後、評価を決定することとする。



年度計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】					
県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	技術支援等の機能の強化			
		(1) 技術支援(技術相談・現地支援)		1	
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)		2	
		(3) 研究開発			
			研究テーマの設定と実施	3	
			研究評価	4	
			知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援			
			研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	
			関係機関との連携と支援機能の強化	7	
		(5) 積極的な広報活動		8	
	2	ものづくり人材の育成			
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成			
			組込システム開発人材育成事業	9	
			次世代ものづくり人材育成事業	10	
			デザイン強化人材養成事業(H23)	11	
		(2) 現場即応型の開発人材の育成		12	
		(3) 次世代を担う技術者の育成		13	
	3	産学金管連携の推進		14	
業務運営の改善及び効率化に関する事項					
	1	迅速かつ柔軟な業務運営		15	
	2	職員の能力開発			
		(1) 計画的な職員の能力開発		16	
		(2) 独自システムによる業務評価の実施		17	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制			
		(1) 外部資金その他自己収入の確保		18	
		(2) 業務運営の効率化・経費抑制		19	
財務内容の改善に関する事項					
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			
		(1) 予算(人件費の見積もりを含む)			
		(2) 収支計画			
		(3) 資金計画			
	2	短期借入金の限度額			
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画			
	4	剰余金の使途			
その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			
		(1) 法令遵守及び社会貢献			
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底			
		(3) 労働安全衛生管理の徹底			
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画			
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
	3	人事に関する計画		20	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考(判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画を上回る業務と業績 ～ 業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・ 数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務実績評価に係る項目別評価のウェイト

中期目標	中期計画	年度計画【項目別評価単位】	評価項目	大項目	中項目	小項目	細目	最終ウェイト	人役			
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		0.856	0.810			0.856	43.7			
1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化	1 技術支援等の機能の強化								0.693	35.4	
(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)	1							0.299	10.6	
(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2							0.221	7.8	
(3) 研究開発	(3) 研究開発	(3) 研究開発								0.303	10.7	
	① 研究テーマの設定と実施	① 研究テーマの設定と実施	3							0.712	1.50	7.6
	② 研究評価	② 研究評価	4							0.133	0.028	1.4
	③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5							0.155	0.033	1.7
(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援								0.111	0.077	3.9
	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6							0.619	0.048	2.4
	② 関係機関との連携と支援機能の強化	② 関係機関との連携と支援機能の強化	7							0.381	0.029	1.5
(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	(5) 積極的な広報活動	8							0.066	0.046	2.3
2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成	2 ものづくり人材の育成								0.128	0.110	5.6
		(1) 高度な技術を持つ産業人材の育成									0.066	3.4
		① 組込システム開発人材育成事業(H23~H26年度)	9				0.200	0.022	1.1			
		② 次世代ものづくり人材育成事業(H23~H26年度)	10				0.200	0.022	1.1			
		③ デザイン力強化人材養成事業(H23年度)	11				0.200	0.022	1.1			
		(2) 現場即応型の開発人材の育成	12				0.300	0.033	1.7			
		(3) 次世代を担う技術者の育成	13				0.100	0.011	0.6			
3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	3 産学官連携の推進	14				0.062	0.053	2.7			
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置	III 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためのべき措置		0.133	0.291			0.133	6.8			
1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	1 迅速かつ柔軟な業務運営	15							0.039	2.0	
2 職員の能力開発	2 職員の能力開発	2 職員の能力開発								0.377	0.050	2.6
	(1) 計画的な職員の能力開発	(1) 計画的な職員の能力開発	16							0.657	0.033	1.7
	(2) 独自システムによる業績評価の実施	(2) 独自システムによる業績評価の実施	17							0.343	0.017	0.9
3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制	3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制								0.332	0.044	2.3
	(1) 外部資金その他自己収入の確保	(1) 外部資金その他自己収入の確保	18				0.719	0.032	1.6			
	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	(2) 業務運営の効率化・経費抑制	19				0.281	0.012	0.6			
IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項	IV 財務内容の改善に関する事項										
	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	1 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画										
	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)	(1) 予算(人件費の見積りを含む。)										
	(2) 収支計画	(2) 収支計画										
	(3) 資金計画	(3) 資金計画										
	2 短期借入金の限度額	2 短期借入金の限度額										
	(1) 短期借入金の限度額	(1) 短期借入金の限度額										
	(2) 想定される理由	(2) 想定される理由										
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画										
	4 剰余金の使途	4 剰余金の使途										
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要事項										
1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底	1 コンプライアンス体制の確立と徹底										
(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献	(1) 法令遵守及び社会貢献										
(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底	(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底										
(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底	(3) 労働安全衛生管理の徹底										
2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進	2 環境負荷の低減と環境保全の促進										
	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項										
	1 施設及び設備に関する計画	1 施設及び設備に関する計画										
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その										
	3 人事に関する計画	3 人事に関する計画										
			20					0.011	0.6			
					1.000				0.6			
								1.000	51.0			

職員51人(行政職9人、研究職40(所長3、企画4、研究33人))

全体(年度)評価

総合評価

5段階評価

10段階換算【5段階評価×2±1(特筆すべき事項)】

総合評価コメント

--

10段階換算の「特筆すべき事項」

--

個別評価

「県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に対する評価

--

「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に対する評価

--

「財務内容の改善」、「その他業務運営に関する重要事項」及び「県規則で定める業務運営」に対する評価

--

当該年度の課題等

--

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標期間の 業務実績評価（中期目標期間評価）方針及び方法

平成23年8月3日制定

平成23年11月25日改正

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 決定

1. 評価の基本方針

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）の評価は、単に業務実績を検証・評価するにとどまらず、事業計画の立案、事業の実施、業務遂行上改善すべき事項の洗い出し、改善のための方策の検証・評価、改善の実施状況の検証・評価、利用者の意見の反映など、法人の業務実施体制の持続的改善を可能とするPDCA（plan-do-check-act）サイクルの推進機能を担うものとし、法人の業務実施体制の活性化を図ることにより県内産業へ貢献するものとする。

★評価の視点

- ①中期計画に計画された数値目標だけでなく、業務実施に伴う波及効果を考慮した結果重視の評価を実施するものとする。
- ②業務実施に対する問題点の改善方策等を加味した評価を行うことにより法人運営の持続的改善を可能とする。

★評価の取り扱い

- ・評価結果、評価のプロセス等については、鳥取県情報公開条例（平成12年条例第2号）に基づき公開するものとする。

2. 評価の方法

中期目標期間評価は、法人が提出する事業報告書等に基づき、「項目別評価¹」と「全体評価²」により実施する。事業報告書の様式は別に指定する。

（1）自己評価

法人は、事業報告書等を作成するにあたり、中期計画に記載されている項目ごと（**別紙1**「中期計画の項目別評価における評価単位」）に業務実績を検証し、達成状況を次の5段階で評価する。（5段階の判断基準は**別紙2**によるものとする）

- | | |
|---|------------------------------|
| 5 | 中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている |
| 4 | 中期計画を上回る業務が進捗している |
| 3 | 概ね中期計画どおりに業務が進捗している |
| 2 | 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている |
| 1 | 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている |

なお、特記事項があれば、次の事項を参考に評価する。

- ①特筆すべき優れた実績を上げた取組
- ②当初予定と実施状況の乖離に関する特段の事情

特記事項の記載に当たっては、法人の業務の中核となる「Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」については中項目単位で記載し、他の項目については大項目単位で記載するものとする。（**別紙1**）に示す特記事項記載単位を参照）

1 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を中期計画の項目ごとに、5段階で実施する評価

2 項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、法人の中期計画の進行状況全体について、5段階で実施する評価

(2) 評価委員評価

○項目別評価 (別紙3のとおり)

それぞれの項目ごとの年度評点の平均値 (小数点以下第3位を四捨五入) を中期目標期間における評価数値とする。

あわせて、【今後の課題】、【改善すべき事項】について、大項目ごとに記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

○全体評価 (別紙4のとおり)

「総合評価 (数値)」については、各年度の全体評価数値の平均値を算出し、下表に当てはめて算出する。(別紙5のとおり)

各年度全体評価の平均値	全体評価
4.51 以上～5.00 まで	→ 5 (中期計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている)
3.51 以上～4.50 まで	→ 4 (中期計画を上回る業務が進捗している)
2.51 以上～3.50 まで	→ 3 (概ね中期計画どおりに業務が進捗している)
1.51 以上～2.50 まで	→ 2 (中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている)
1.00 以上～1.50 まで	→ 1 (中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている)

また、「総評」として、項目別評価を踏まえつつ、かつ、利用者の意見を踏まえ、(1) 中期目標・中期計画の全体的な達成状況を記述し、また、次期中期目標・中期計画をふまえた(2) 今後の課題、(3) 今後、法人が取り組む方向性・改善事項について記述するものとする。

なお、次期中期目標を作成する上で、前年度中に評価委員の意見を聴いて行った、地方独立行政法人法第31条の規定に基づく「中期目標の期間の終了時の検討」の内容を掲載しているため、その内容に追加、修正等ある場合に、その内容について記述することとする。

利用者の意見の反映については、法人の業務活動を通じて得られたアンケート等の既存の情報を参考に行うこととする。評価委員会からの要請があれば、別途アンケートの実施、ヒアリング等の措置を講ずるものとする。

3 評価の進め方〔全体計画 (スケジュール) 〕

事項	時期	
期間終了	3月末	○中期目標期間事業の終了 (法人)
評価準備	4月～6月	○事業報告書 (法人作成)
事業報告	6月末	○事業報告書 (法人から県へ提出)
評価	7月 ～8月	○事業報告書の検証 (法人とのヒアリング) ○評価結果 (案) の作成 ○法人への意見聴取 (事実確認) ○評価結果の決定 (委員会)
報告・公表	9月	○評価結果の知事への報告及び法人への通知 ○議会報告 (評価結果報告) 及び公表

《評価のプロセス》

- ・法人の業績評価の手順については、次の順番で実施する。
 - (1) 法人の自己評価作成（法人）
 - (2) 各委員の評価案作成（各委員）
 - (3) 各委員の評価案のとりまとめ（事務局）
 - (4) 評価原案作成（委員長、事務局）
 - (5) 委員会における委員間の評価差調整、法人評価の不明点の確認
 - (6) 最終評価案の作成
 - ・評価原案（全体評価）については、各委員から提出されたコメントをもとに、委員長が作成する。
 - ・最終評価案に対して、法人に事実誤認を確認し、評価を決定することとする。

中期計画の項目別評価における評価単位

大項目	中項目	小項目	細目	項目別評価単位	特記事項記載単位
I 中期目標の期間【H23年4月1日～H27年3月31日(4年間)】					
II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
	1	技術支援等の機能の強化			
		(1)	技術支援(技術相談・現地支援)	1	①
		(2)	試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)	2	
		(3)	研究開発		
			① 研究テーマの設定と実施	3	
			② 研究評価	4	
			③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携	5	
		(4)	新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援		
			① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供	6	
			② 関係機関との連携と支援機能の強化	7	
		(5)	積極的な広報活動	8	
	2	ものづくり人材の育成		9	②
	3	産学金管連携の推進		10	③
III 業務運営の改善及び効率化に関する事項					
	1	迅速かつ柔軟な業務運営		11	④
	2	職員の能力開発			
		(1)	計画的な職員の能力開発	12	
		(2)	独自システムによる業務評価の実施	13	
	3	自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制			
		(1)	外部資金その他自己収入の確保	14	
		(2)	業務運営の効率化・経費抑制	15	
IV 財務内容の改善に関する事項					
	1	予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画			⑤
		(1)	予算(人件費の見積もりを含む)		
		(2)	収支計画		
		(3)	資金計画		
	2	短期借入金の限度額			
	3	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画			
	4	剰余金の使途			
V その他業務運営に関する重要事項					
	1	コンプライアンス体制の確立と徹底			⑥
		(1)	法令遵守及び社会貢献		
		(2)	情報セキュリティ管理と情報公開の徹底		
		(3)	労働安全衛生管理の徹底		
	2	環境負荷の低減と環境保全の促進			
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					
	1	施設及び設備に関する計画			⑦
	2	出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
	3	人事に関する計画		16	

業務実績評価における評価基準について

評価基準	備考 (判断基準)
5. 計画を上回る業務が進捗しており、かつ業績を挙げている	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を上回る業務と業績 ～業務の結果具体的に事業化、製品化等に結びついているもの。
4. 計画を上回る業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容を上回る業務を行っていること。 ・数値目標の場合は、目標に対して概ね110%以上であること
3. 概ね計画どおりに業務が進捗している	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容に沿って業務を行っていること。 ・数値目標の場合は、目標に対して概ね90%を超え、110%未満であること
2. 計画に対して業務の進捗がやや遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に記載されている内容に着手しているが、計画を下回るものであること ・数値目標の場合は、目標に対して概ね90%以下であること
1. 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている	<ul style="list-style-type: none"> ・全く着手していないこと等、大幅な遅れが見られること

(注)

- 1 業績の評価については、特記事項を業務の進捗の評価に加味することにより、5段階の項目別評価を±1段階上下させることができるものとする。
- 2 数値目標については、外的要因がない場合における大まかな水準を示すもの。
- 3 なお、技術相談、機器利用については、当該数値は採用しないこと。(企業等の景況に大きく左右されるものであり、数値目標との対比は非常に困難なものであること。)

項目別評価（第2期中期目標期間評価）

（別紙3）

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	
Ⅱ 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1 技術支援等の機能の強化	(1) 技術支援(技術相談・現地支援)						
		(2) 試験・分析(依頼試験・分析、機器設備開放)						
		(3) 研究開発	① 研究テーマの設定と実施					
			② 研究評価					
			③ 知的財産権の戦略的な取得と活用及び関係機関との連携					
		(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援	① 研究開発の場の提供や成果普及・技術情報の提供					
			② 関係機関との連携と支援機能の強化					
	(5) 積極的な広報活動							
	2 ものづくり人材の育成							
	3 産学金官連携の推進							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	
Ⅲ 業務運営の改善 及び効率化に関する 事項	1 迅速かつ柔軟な業務運営							
	2 職員の能力開 発	(1)計画的な職員の能力開発						
		(2)独自システムによる業務評価の実施						
	3 自己収入の確 保と業務運営の効 率化・経費抑制	(1)外部資金その他自己収入の確保						
		(2)業務運営の効率化・経費抑制						

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	
IV 財務内容の改善 に関する事項	1 予算(人件費の 見積もりを含 む。)、収支計画及 び資金計画	(1) 予算(人件費の見積もりを含む)		/	/	/	/	/
		(2) 収支計画						
		(3) 資金計画						
	2 短期借入金の限度額							
	3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画							
4 剰余金の使途								

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	
V その他業務運営 に関する重要事項	1 コンプライア ンス体制の確立と徹 底	(1) 法令遵守及び社会貢献		/	/	/	/	
		(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底						
		(3) 労働安全衛生管理の徹底						
	2 環境負荷の低減と環境保全の促進							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

大項目	中項目	小項目	細目	各委員の評点の平均				中期目標期間 (4年間)の平均 値
				平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	
VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	1 施設及び設備に関する計画							
	2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
	3 人事に関する計画							

【今後の課題】

【改善すべき事項】

全体評価（第2期中期目標期間評価）

総合評価

5段階評価

第2期中期目標期間の全体評価は、〇〇と認められ、5段階評価では〇とする。

総評

(1) 第2期中期目標・中期計画の全体的な達成状況

- ① . . .
- ② . . .
- ③ . . .

(2) 今後の課題

- ① . . .
- ② . . .
- ③ . . .

(3) 今後、センターが取り組む方向性・改善事項

- ① . . .
- ② . . .
- ③ . . .

